第　８　号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和　３　年　２　月　２４　日

提出者　　国 立 市 長　　　　**永　　見　　理　　夫**

（説　明）　国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の一部改正に伴い、パートナーシップの関係にある者について、休暇等、扶養手当及び退職手当に関する規定の適用範囲の見直しを行うため、関係する３条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第　１　条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年１１月国立市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「女性職員」を「職員」に改める。

第１０条の２中「結婚するとき」の次に「（婚姻の届出をしていないが、パートナーシップの関係（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成２９年１２月国立市条例第３６号）第２条第１０号に規定する関係をいう。第１０条の７において同じ。）となるときを含む。）は」を加える。

第１０条の３（見出しを含む。）及び第１０条の４第１項中「女性職員」を「職員」に改める。

第１０条の７中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「ま

たは婚姻の届出をしていないが、当該職員とパートナーシップの関係にある者（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第１０条の８中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第１０条の９中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第１０条の１０の次に次の３条を加える。

（介護休暇）

第１０条の１１　任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者を介護するために勤務しないことが相当であると認められるときは、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。

（短期の介護休暇）

第１０条の１２　任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認められるときは、当該職員の請求により、短期の介護休暇を与えることができる。

（子どもの看護休暇）

第１０条の１３　任命権者は、職員が中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）就学の始期に達するまでの子の看護のためまたは予防接種若しくは健康診断を受けさせるために勤務しないことが相当であると認められるときは、当該職員の請求により、子どもの看護休暇を与えることができる。

第１１条第１項第２号中「配偶者（内縁関係にあるものを含む。）」を「配偶者等」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第　２　条　職員の給与に関する条例（昭和３２年１０月国立市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「もので」を「者で」に改め、同項第１号中「（届出をしない」を「または職員とパートナーシップの関係（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成２９年１２月国立市条例第３６号）第２条第１０号に規定する関係をいう。）にある者であつて、婚姻の届出をしていない」に改め、「事実上」の次に「その職員と」を加え、「者を

含む。)」を「もの（第３項および次条において「配偶者等」という。)」に改め、同条第３項第１号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第８条第３項第３号及び第４号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

（国立市職員退職手当支給条例の一部改正）

第　３　条　国立市職員退職手当支給条例（昭和４３年６月国立市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第２号中「親族（」の次に「その者とパートナーシップの関係（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成２９年１２月国立市条例第３６号）第２条第１０号に規定する関係をいう。次条において同じ。）にある者であつて、婚姻の」を加え、「者を」を「ものを」に改める。

第１１条第１項第１号中「(届出をしない」を「または職員とパートナーシップの関係にある者であつて、婚姻の届出をしていない」に、「事実上」を「、事実上当該職員と」に改め、「を含む。)」を削る。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。